

# 参 考 資 料

- 1 とくしま財政中期展望（平成 16 年 2 月）
- 2 本県の財政構造
- 3 三位一体改革の影響等

# とくしま財政中期展望について

## 1 基本的な考え方

景気の長期低迷による県税等一般財源の伸び悩みや、公債費の増加など、本県財政は、非常に厳しい状況にある。

また、国においては、三位一体改革をはじめとする構造改革への取り組みが進められており、地方交付税を含む地方財政対策の見直しなど、本県財政をとりまく情勢は、今後さらに厳しいものとなることが予想される。

そこで、本県財政に関する現状認識と課題意識を広く共有し、中期的な視点に立った今後の財政運営や、本県における構造改革等の検討の手がかりとすることを目的として、財政中期展望を作成する。

作成に当たっては、平成16年度当初予算をベースにして、一定の前提条件を設定し、機械的に試算することとする。

このため、この財政中期展望は、税収の変動など不確定な要素を多く含んでおり、相当程度幅をもって見る必要がある。

また、国と地方の三位一体改革については、平成16年度までに具体化されたものまでを反映している。

なお、この計数は、今後の経済情勢や地方財政制度の動向、試算の前提等に応じ変化するものであり、こうした状況の変化に対応し、適宜見直しを行うこととする。

## 2 試算の対象

(1) 対象期間は、平成16～19年度の4年間とする。

(2) 会計区分は、一般会計とする。

**(総括)**

(単位：億円、%)

区 分	16年度 当初予算額	17年度	18年度	19年度
歳 入 (対前年度伸率)	4,836	4,728 2.2	4,659 1.5	4,639 0.4
歳 出 (対前年度伸率)	5,034	4,995 0.8	5,018 0.5	5,029 0.2
財源不足額	198	267	359	390
16年度からの財源不足拡大額	0	69	161	192

**(内訳)**

(単位：億円、%)

区 分	16年度 当初予算額	17年度	18年度	19年度
歳 入	4,836	4,728	4,659	4,639
県 税 (対前年度伸率)	760	771 1.4	787 2.1	806 2.5
地方交付税 (対前年度伸率)	1,340	1,289 3.8	1,234 4.3	1,225 0.7
国庫支出金 (対前年度伸率)	850	837 1.5	825 1.4	812 1.6
県 債 (対前年度伸率)	804	785 2.4	768 2.2	752 2.1
うち通常分	356	343	330	318
その他 (対前年度伸率)	1,082	1,046 3.3	1,045 0.1	1,044 0.1
歳 出	5,034	4,995	5,018	5,029
人 件 費 (対前年度伸率)	1,322	1,297 1.9	1,314 1.3	1,326 0.9
うち退職手当分	112	96	121	140
うち退職手当以外分	1,210	1,201	1,193	1,186
扶 助 費 (対前年度伸率)	317	325 2.5	334 2.5	342 2.5
公 債 費 (対前年度伸率)	784	821 4.7	873 6.3	918 5.2
投資的経費 (対前年度伸率)	1,371	1,322 3.5	1,276 3.5	1,231 3.5
一般行政経費 (対前年度伸率)	1,240	1,230 0.8	1,221 0.7	1,212 0.7

県 債 残 高	9,330	9,490	9,590	9,620
うち通常分の残高	4,550	4,570	4,550	4,510

起債制限比率 (%)	12.6	14.3	17.1	19.6
------------	------	------	------	------

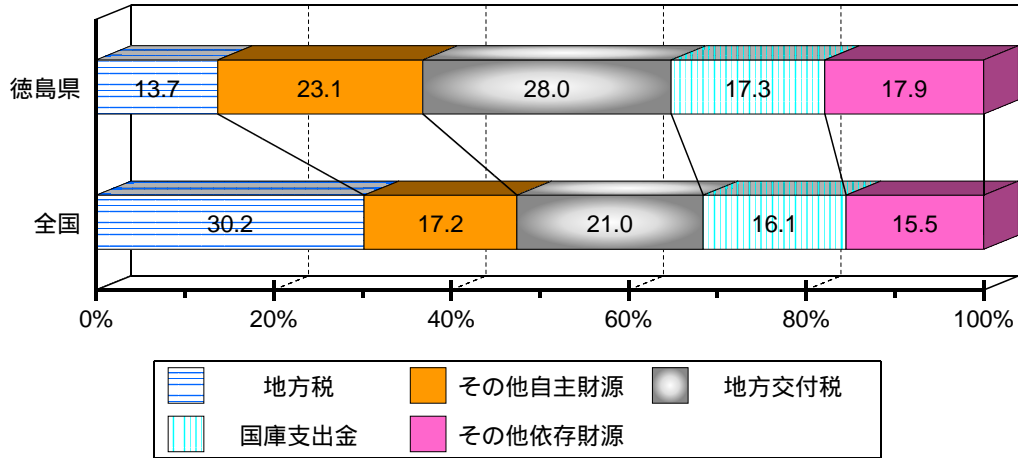
## 【試算の前提条件】

平成16年度当初予算をベースにして、次の前提条件のもとに試算する。

- 1 歳入
  - (1) 県 税 内閣府試算（平成16年1月16日経済財政諮問会議提出）の名目成長率を参考に試算。
  - (2) 地方交付税 基準財政収入額  
県税と連動で試算。  
基準財政需要額  
内閣府試算及び平成16年度地方財政対策を参考に試算。
  - (3) 国庫支出金 現行制度をベースに歳出連動で試算。
  - (4) 県 債 現行制度をベースに歳出連動で試算し、臨時財政対策債は平成17年度以降も継続されるものとして試算。
  - (5) そ の 他 平成16年度当初予算額と同額ベースで試算。  
ただし、平成16年度当初予算編成における臨時的な歳入は、平成17年度以降の歳入では見込まないこととして試算。
- 2 歳出
  - (1) 人 件 費 過去5年間の平均伸び率により試算。  
退職手当は、勧奨退職と普通退職の動向を見込み試算。
  - (2) 扶 助 費 過去5年間の平均伸び率により試算。
  - (3) 公 債 費 既発債の償還見込み分に新発債分を加算して試算。
  - (4) 投資的経費 補助事業、直轄事業  
内閣府試算を参考に前年度比 3%で機械的に削減することとして試算。  
単独事業  
内閣府試算を参考に前年度比 5%で機械的に削減することとして試算。  
災害復旧事業  
平成16年度当初予算額と同額で据え置いて試算。
  - (5) 一般行政経費 内閣府試算を参考に前年度比 1%で機械的に削減することとして試算。  
なお、利子割交付金等の税関連交付金は、県税と連動で試算。

### 歳入の状況

普通会計決算

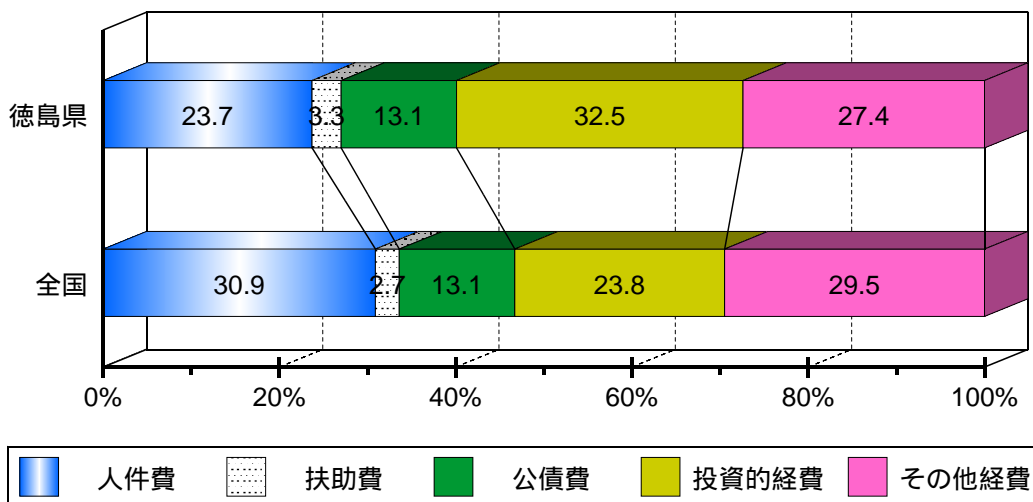


・歳入の構成では、大きいものから地方交付税、国庫支出金の順となっており、また、県税収入が全国と比較して非常に低いことなど、自主財源の割合が低く、国依存型の財政構造となっている。

・県税、地方交付税等、その用途が特定されない一般財源においても、その比率は全国平均を下回っており、財政力の脆弱さを示している。

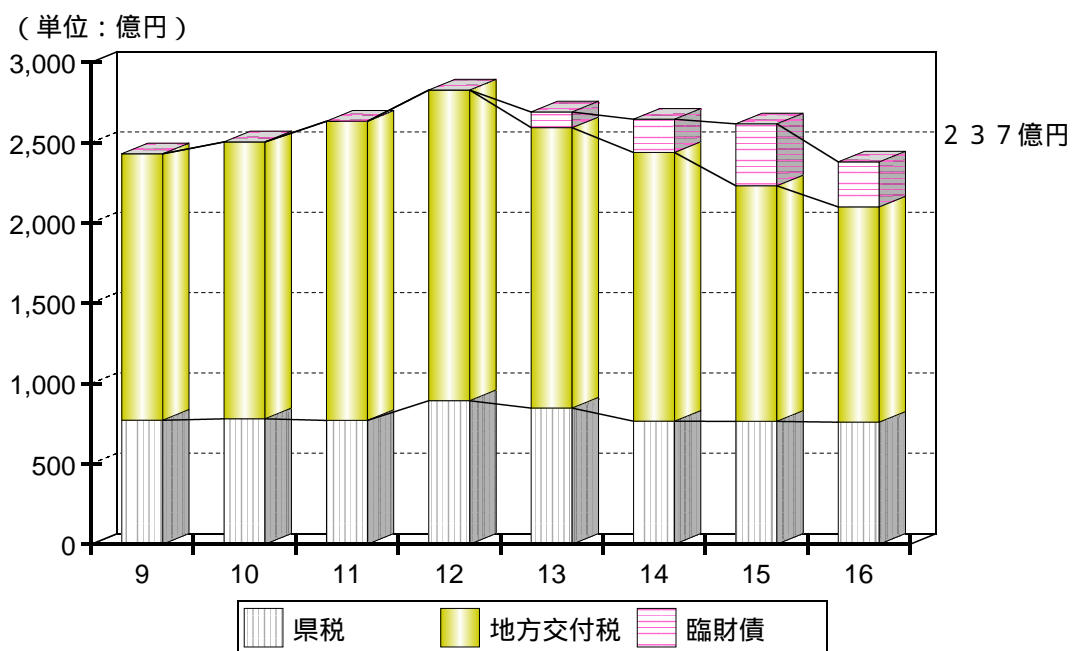
### 歳出の状況

普通会計決算



・歳出に占める義務的経費の割合は、全国平均を下回っており、逆に投資的経費の割合は、全国平均を約9ポイント（H14）上回る状況にある。

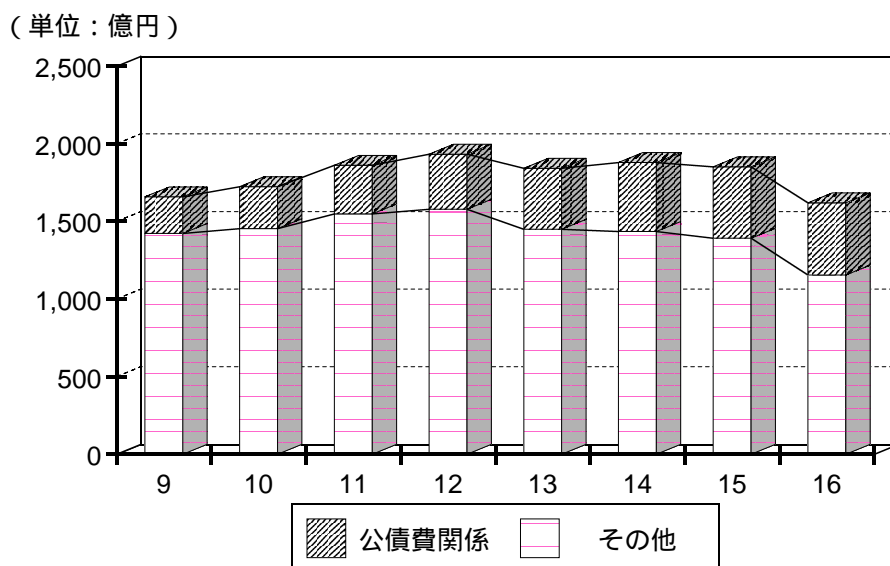
### 主要一般財源の状況



(註) は最終予算、 は当初予算、その他は決算ベースである。

- ・主要な一般財源(県税、地方交付税)では 最終予算に比べ、230億円を超える減少
- ・近年のピークであった に比べると、実に440億円を超える一般財源の減少

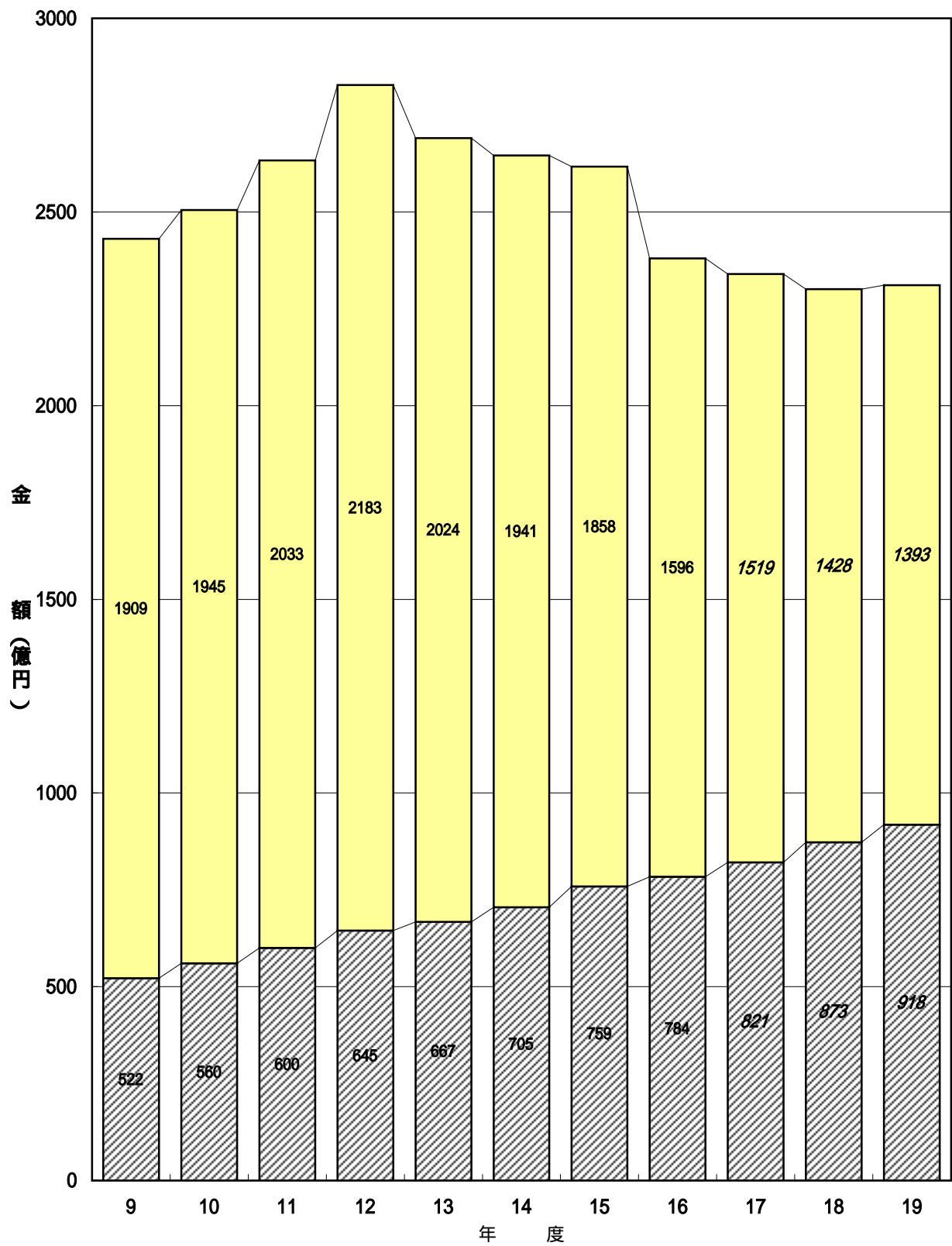
### 地方交付税の内訳



(註) 臨時財政対策債を含む、 は見込み

- ・近年は公債費関係の経費が増加しており、公債費以外の一般財源としては、さらに大幅な減少となっている。

## 一般財源と公債費の推移～中期展望による～

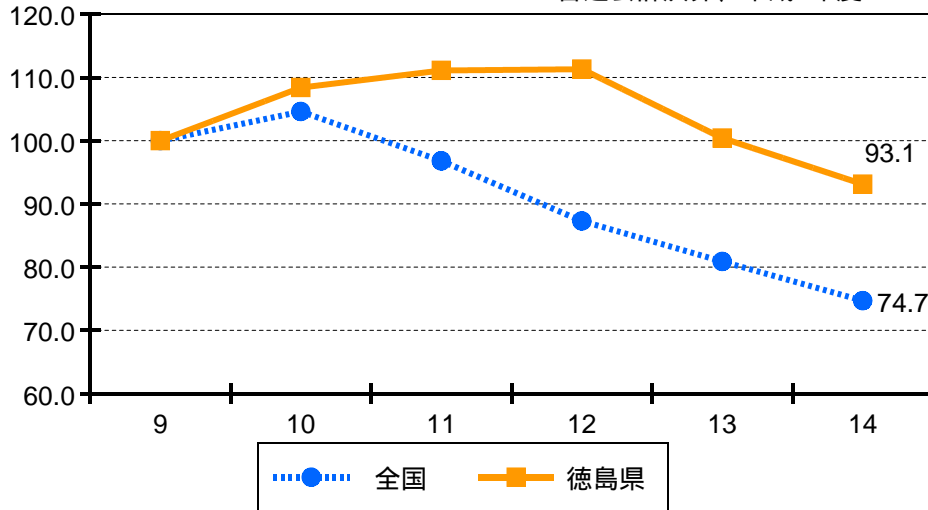


注) H17以降は機械的試算による推計値

▨ 公債費(借換分除く) □ 県税+交付税・臨財債(残余)

### 普通建設事業費の推移

普通会計決算、平成9年度 = 100

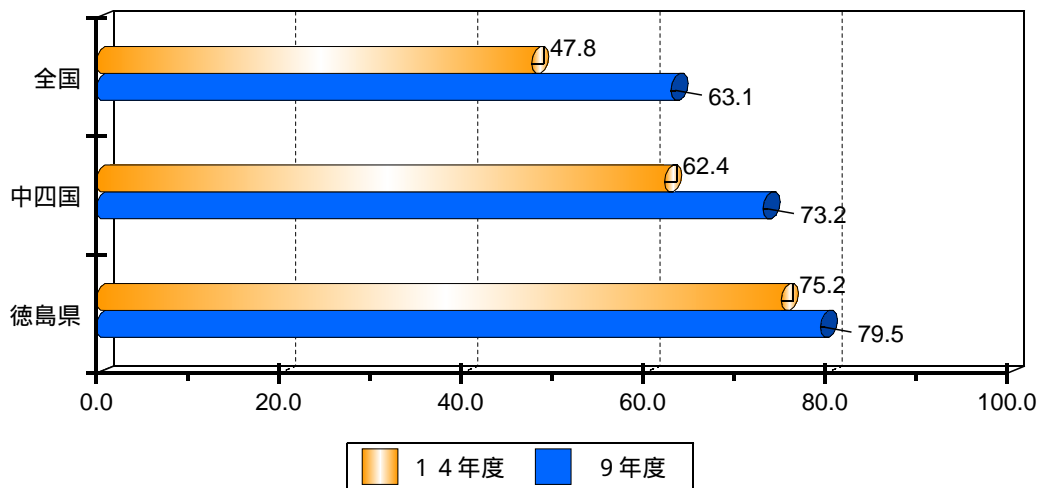


(註) 平成9年度を100とした指標の推移

- ・普通建設事業費は全国的に、本県を上回る削減となっている。

### 普通建設事業費の状況

標準財政規模に対する比率(単位:%)



(註) 普通会計決算による

- ・標準財政規模に対する比率では、全国的にも高い位置付けにある。
- ・なお、標準財政規模に対する比率(14年度決算)では、全国第4位である。



## 平成 16 年度「三位一体改革」の影響について

### 1 地方交付税の影響見込み

- ・地方交付税で、 1 2 6 億円の減
- ・臨時財政対策債を合わせ、 2 2 7 億円の減収

参考

区 分	当初予算額	当初予算額	比 較
地方交付税	1,466 億円	1,340 億円	126 億円
臨時財政対策債	381 億円	280 億円	101 億円
計	1,847 億円	1,620 億円	227 億円

### 2 国庫補助負担金一般財源化の影響見込み

恒久措置分（所得譲与税対象分） 1 1 億円の不足見込み

（廃止縮減額 25 億円、措置額 14 億円）

軽費老人ホーム事務費補助金等の一般財源化

暫定措置分（税源移譲予定交付金分） 5 億円の不足見込み

（廃止縮減額 20 億円、措置額 15 億円）

義務教育費国庫負担金の退職手当及び児童手当の一般財源化

以上合計、約 1 6 億円に及ぶ影響の見込み

### 3 平成16年度三位一体改革の影響額

- ・地方交付税等 約 2 2 7 億円
- ・国庫補助負担金の一般財源化 約 1 6 億円
- 計 約 2 4 3 億円

## 平成16年度本県地方交付税の概要

### 基準財政需要額の見込み

	(15年度)	(削減率)	
経常経費	1,487億円	3%	約 50億円
投資的経費	661億円	32%	約 150億円

(事業費補正を除く)

16年度において約200億円に及ぶ削減

### (註)

- ・地方財政計画における投資的経費の歳出は 8.4%であり、一般財源は、32%の削減
- ・つまり、  
地方財政計画の歳出削減を遙かに超えた交付税の縮減  
その差を起債(地域再生事業債等)で補填する辻褄合わせ
- ・これは、  
従来の枠組みを壊した一方的な地財措置

基準財政需要額(普通交付税算定の基礎となるもの)  
各団体の行政需要として必要となる一般財源の額

## 第2部 構造改革への具体的な取組

### 6. 「国と地方」の改革

「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

#### (1) 三位一体の改革によって達成されるべき「望ましい姿」

地方の一般財源の割合の引上げ

地方税の充実、交付税への依存の引下げ

効率的で小さな政府の実現

#### (2) 三位一体の改革の具体的な改革工程

国庫補助負担金の改革

「改革と展望」の期間(平成18年度まで)概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革。

地方交付税の改革

財源保障機能は、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小。

他方、国民的合意を図りつつ地域間の財政力格差を調整することはなお必要。

また、国・地方を通じた歳出の縮減等、早期に地方財源不足を解消し、その後は、交付税への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

#### ( ) 地方財政計画の歳出の徹底的見直し

- ・国庫補助負担金の廃止、縮減による補助事業の抑制
- ・地方財政計画計上人員を4万人以上純減
- ・投資的経費(単独)を平成2～3年度の水準を目安に抑制
- ・一般行政経費等(単独)を現在の水準以下に抑制

#### ( ) 算定方法の簡素化及び段階補正の見直し、地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じ見直し

#### ( ) 地方税の充実に対応した財政力格差への適切な対応

税源移譲を含む税源配分の見直し

廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で、引き続き地方が主体となって実施する必要があるものは、税源移譲。

税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲。

あわせて、「18年度までに必要な税制上の措置を判断」して、その一環として地方税の充実を図る。なお、必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずる。

## 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（抄）

平成 16 年 6 月 4 日 閣議決定

### 第 1 部「重点強化期間」の主な改革

#### 1. 「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底

##### （ 3 ） 地域の真の自立

###### （三位一体の改革）

・「基本方針 2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意（平成 15 年 12 月）を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進していく。

・地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成 18 年度までの三位一体の改革の全体像を平成 16 年秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かり易い説明に配慮する。

・全体像には、以下の点に留意しつつ、平成 17 年度及び平成 18 年度に行う 3 兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。

そのため、税源移譲は概ね 3 兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

・国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。

・税源移譲については、三位一体改革の一環として、平成 18 年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。その際、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討を行う。あわせて国・地方を通じた個人所得課税の抜本の見直しを行う。

・地方交付税については、地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。一方、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方団体の効率的な行財政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する。

・財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する。

・地方の財政状況について、国民への迅速で分かり易い説明に一層配慮する。